

トピック1：「**建築BIM加速化事業**」について

概要：12月15日（第2回役員会）で紹介した「**建築BIM加速化事業**」（令和4年度第2次補正予算で実施）について、国土交通省住宅局建築指導課より、その概要が示されました。

**[建築BIM加速化事業の概要]**

■ 令和4年度2次補正予算において「建築BIM加速化事業」（国費80億円）を創設。

- ① 来年度末(R5年度末)までの基本設計・実施設計・施工のBIMモデル作成が対象。
- ② 設計BIMモデルや施工BIMモデルの作成等に要する費用について幅広く補助。
- ③ 協力事業者(下請事業者等)だけでなく、代表となる元請事業者等も補助の対象。

※注：補助を受けるためには、プロジェクトの代表となる事業者の事前登録が必要。  
(その後のプロジェクト等の変更は可能)

○建物要件：3階以上、敷地面積が概ね1,000㎡以上等

○スケジュール：事業者登録 令和5年1月中旬～3月下旬

備考：詳細は <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/bim.html> を確認して下さい。

トピック2：「**フォローアップ会議における議論の方向性（案）**」について

概要：国土交通省より、今後の「**建築設計標準**」のさらなる改善を目的とした「**フォローアップ会議**における議論の方向性（案）」が示されました。

**[今回示された方針]**

- ・建築物のバリアフリー化のさらなる促進に向けて、「建築設計標準」の点検や周知、理解促進を進めるため、関係者間での継続的な意見交換や課題、取組の共有、優良事例の情報共有等を実施する。
- ・意見交換や情報共有した内容を踏まえ、「建築設計標準」のさらなる改善など、今後の国土交通省における建築物のバリアフリー化に向けた取組みに反映する。

**[議論の方向性（案）]**

- ・建築物のバリアフリー化に係る優良事例や先進事例を収集し、「**建築設計標準**」に追加すべき項目、取組み等を充実。
- ・高齢者・障害者のニーズ等を踏まえ、建築物のバリアフリー化に向けて、新たに盛り込むべき事項、取組み等を共有。
- ・全国各地における高い水準でのバリアフリー化の実現に向けて、「**建築設計標準**」の周知・理解促進等を推進。

備考：本トピックは資料の抜粋ですので、詳細は各自、国土交通省の公表資料を確認して下さい。

---

**トピック3：「これまでの検討委員会での議論と今後の進め方について ～業務報酬基準（告示98号）改正に向けた検討状況～」について**

**概要**：2022年12月19日付で国土交通省住宅局より「これまでの検討委員会での議論と今後の進め方について ～業務報酬基準（告示98号）改正に向けた検討状況～」が公表されました。これは11月11日（第4回常任幹事会）で紹介した『業務報酬基準の改正に向けた設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査』の結果概要と今後の流れについて」の続編にあたるもので、これまでの検討過程と業務報酬基準の改正に際しての課題点等が整理されています。

**[改正に際しての課題]**

- ・20,000㎡以上の規模の建物についてサンプル数が少なく、略算式を改定するための説明力の高い算式を構築する必要がある。
- ・本来複雑であるはずの2類の業務量が1類を下回っている。
- ・サンプルの空白があり、算出根拠がない部分が発生している。

**[方針が示された項目]**

- ・経費率は、特殊な状況下（コロナ禍）であったことに鑑み、据え置くこととする方向。  
※注：国土交通省は、コロナ禍により交通費・交際費等が一時的に削減されていると想定した、としている。調査結果では0.82。

**[改正案のとりまとめに合わせ、次回に向けて検討を行う課題]**

- ・BIMの業務の取扱いに関すること。
- ・改修工事の設計等に関する業務報酬基準の整備に関すること。
- ・工事監理業務の工事期間等による業務量の増減に関すること。

**留意事項**：本トピックは資料の抜粋ですので、詳細は各自、国土交通省の公表資料を確認して下さい。

---

**トピック4：「改正建築物省エネ法・建築基準法に係る動向」について**

**概要**：2022年11月25日付で国土交通省住宅局より「改正建築物省エネ法・建築基準法に係る動向」が公表されました。

**[改正建築物省エネ法・建築基準法の要旨]**

- ① 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。
- ② 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
- ③ 木材利用の推進を目的に2022年度から所要の制度的措置を講じる。

**[国土交通省からのお願い]**

- ・2022年6月に公布された「改正建築物省エネ法・建築基準法」の円滑な施行に向けて、設計者や施工者・審査者・発注者（施主）等が適切に対応できるよう、関係者が連携し、実効性のある周知活動を展開するため、情報共有や意見交換等を目的とする連絡会議を設置する。JIAは設計者団体の一つに指定されていますので、今後実施予定の講習会等に積極的にご参加下さい。

---

## トピック 5：「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議・中間報告」について

**概要**：2022年12月26日付で内閣府大臣官房公益法人行政担当室より「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議・中間報告」が公表されました。

### [報告の骨子]

新しい資本主義の実行計画では、「民間も公的役割を担う社会の実現」を柱の一つと位置付けている。「公」の主たる担い手である公益法人が、社会的課題の取組を継続的・発展的に実施していけるよう、「活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪として、公益法人制度の時代に合わせた改革を進めていく必要。

### [法人活動の自由度を拡大するための措置]

- 改革の目的に照らし、公益法人が社会的課題の変化等に柔軟に対応して公益的活動の活性化が図られるよう、活動の自由度を拡大。
  - ・ **収支相償原則の見直し**  
単年度の収支差ではなく、将来の公益目的事業の持続・拡充のための準備資金を除いた分につき、中期的な収支均衡状況を図る趣旨を明確化
  - ・ **遊休財産規制の見直し**  
合理的理由により現行上限額（公益目的事業費1年相当分）を超えて保有する場合、その理由や財務状況等を透明化し適切な管理・活用を行うことの説明責任を課す
  - ・ **認定等手続の柔軟化・迅速化**  
公益性に大きな影響を与えない変更は、変更認定から届出に行政庁による審査の迅速化、透明性（予見可能性）の向上

### [自由度拡大に伴うガバナンスの充実]

- 不祥事防止等のコンプライアンス確保に加え、自由度拡大に伴う社会的責任の高まりに見合う説明責任強化のためガバナンスを充実。
  - ・ **法人運営の透明性の一層の向上**  
情報開示の範囲を拡充  
一元的な情報プラットフォームの整備
  - ・ **法人の内外からのガバナンスの向上**  
法人運営への外部からの視点の導入、監査・監督機能の強化等による法人の自律的ガバナンスの充実  
社会的な評価・チェック機能の向上
  - ・ **行政による事後チェック**  
立入検査の重点化、不適切事案に対する迅速かつ的確な行政処分

### [公益活動の活性化のための環境整備]

- 公益法人行政のDXの推進（申請のデジタル完結、ユーザーの利便性向上、定期提出書類の負担軽減など）
- 公益信託の公益認定制度への一元化による民間公益活動活性化

### [今後のスケジュール（予定）]

- 令和5年夏：新しい資本主義実行計画・骨太方針  
予算要求・税制改正要望予定
- 令和6年：改正法案国会提出を目指す

(以上)